

公益財団法人 INPEX 教育交流財団 2023 年度 募集要項

〒107-6332 東京都港区赤坂 5 丁目 3 番 1 号 赤坂 Biz タワー 34 階

電話 : 03-5572-0602

ファックス : 03-5572-0603

メール : isf-foundation@inpex.co.jp

Web : <https://www.inpex-s.com>



公益財団法人 INPEX 教育交流財団は、株式会社 INPEX（当時の会社名はインドネシア石油株式会社）の創立 15 周年を記念して提供された基金により、1981 年 3 月に設立されました。以来、奨学金の支給による留学生の交換を通じ、日本とインドネシア両国の相互理解・友好および親善に寄与することを目的とした活動を行って参りました。

2023 年度より、インドネシアに加え、オーストラリアとアラブ首長国連邦（UAE）の 2 か国の留学生を奨学金支給の対象とする事といたしました。本財団では、国際教育交流事業の一環として、我が国に留学を志望するインドネシア人・オーストラリア人・UAE 人、およびインドネシア、オーストラリアまたは UAE 各国に留学を志望する日本人に対して、奨学金を支給いたします。

1. 応募資格（下記全てに該当する事）

- (1) 日本国国籍を有し、我が国の大学学部卒業生、またはそれと同等の学力を有すると認められた者であって、応募時の年齢が 35 才未満の者
- (2) インドネシア、オーストラリア、または、UAE（以下「対象国」という）の文化、芸術、社会科学、人文科学、または自然科学等の研究を行っている者
- (3) 対象国の大学、その他の研究機関において、またはそこに所属して、明確なる課題をもって長期間勉学、または研究する目的を有する者で、それら各機関のいずれかに入学、または入所が許可され、若しくは許可される見込みのある者
- (4) 学業成績が優秀であり、健康である者
- (5) 対象国の民族と文化を理解し、その国と我が国間の友好親善に関心を持ち、これに貢献を期する者
- (6) 外国留学のための他の奨学金を受けていない者

2. 採用予定人員

2023 年度の採用予定人員は、インドネシアを研究の対象とする者 2 名、オーストラリアを研究の対象とする者 1 名、UAE を研究の対象とする者 1 名とする（計 4 名）

3. 応募方法

- (1) 志願者は、本財団所定の奨学金申込書（APPLICATION FORM FOR SCHOLARSHIPS 2023.pdf）に所要事項を記入し、顔写真の画像ファイル（jpg、pdf などの標準フォーマット）と共に、下記メールアドレスに送信のこと

送付先メールアドレス：isf-foundation@inpex.co.jp

- (2) 志願者は、奨学金申込書のメール送信とは別に、必要な申請書類を下記に書留便にて郵送のこと

〒107-6332 東京都港区赤坂 5 丁目 3 番 1 号 赤坂 Biz タワー 34 階
公益財団法人 INPEX 教育交流財団

書留便には下記書類を添付のこと

- 1) 上記メールにて送信した奨学金申込書（APPLICATION FORM FOR SCHOLARSHIPS 2023.pdf）を印刷し、最後のページに署名したもの
- 2) 学業成績証明書（卒業大学および最終学歴のもの）
- 3) 推せん状
所属または出身校若しくは指導教官が、志願者の学業、人物、将来性等につき所見を記した本財団宛親展書
- 4) 卒業、在学または在職証明書
- 5) 履歴書
- 6) 卒業論文または発表論文等の要約
- 7) 健康診断書
- 8) 留学先大学等の入学許可書または調査・研究許可書写

第1次選考の合格者のみ。取得後に遅滞なく提出して頂くことになります

(3) 応募締切日は2022年10月31日とする

なお、郵送は当日付消印のあるものまで有効とし、その後は理由の如何にかかわらず受付けない

(4) 応募書類は原則として返却しない

4. 選考

- (1) 選考は、応募有資格者の中から、申込書等提出書類の審査と面接により実施する
- (2) 選考結果は、2023年2月上旬までに応募者全員に通知する
- (3) 最終採用者の決定は、2023年3月末日までに行う

5. 奨学金の支給および停止

- (1) 奨学生に採用された者に対し、本財団の奨学金給与規程に基づき、留学期間中相当の奨学金を支給する
- (2) 2023年度における支給額は、学費および生活費を含め月額12万円とし、原則として円貨にて支給する
- (3) 奨学生に採用された者に対し、奨学金支給期間の1回に限り、渡航および帰国時に航空券（東京⇄対象国のエコノミークラス）を支給する。ただし、旅券入手、対象国へ入国のための査証取得費用、出入国税等渡航、および帰国に必要な他のすべての費用は奨学生の負担とする
- (4) 奨学金の支給期間は2年以内とする
- (5) 奨学金の支給は、日本出発の日より開始し、勉学または研究終了日の半月後、対象国より帰国する日または支給期間満了日のいずれか早い日をもって終了する
- (6) 奨学金の支給開始日あるいは終了日が月の途中である場合の支給額は、その期間が半月以上である場合は支給月額的全額を、半月に満たない場合はその半額を支給する
- (7) 奨学生に採用された者が次のいずれかに該当する場合は、その者に対する奨学金の支給を停止する
 - 1) 病気その他の事由により、勉学または研究を継続する見込みがないと認められる場合
 - 2) 学業成績不良、または素行不良の場合
 - 3) 勉学または研究の指導担当者から、勉学または研究の継続に不適格と認められた場合
 - 4) 本財団の名誉を傷つけたと認められる行動をした場合

5) 本財団に虚偽の申告をしたり、本財団の定めに従わなかった場合

6. 奨学金受給受諾書

最終審査に合格した者は、採用通知と共に送付する本財団所定の奨学金受給受諾書を、採用通知に記載された期日までに、本財団宛提出のこと。期限内に提出されない場合は、奨学金受給資格を失う

7. 奨学金の受給開始

奨学生に採用された者は、本財団が認める特別の理由による外は、その年度内に奨学金の受給を開始せねばならない

8. 支度金

本財団の奨学生として採用された者に対し、支度金を支給する。2023年度の支給額は2万円とする

9. 海外旅行総合保険

本財団の奨学生として採用された者が、対象国への渡航から同国より帰国するまでの間は、本財団の負担で、海外旅行総合保険（但し、保険金受取人は本財団）を付保する。2023年度採用者の渡航時における付保金額は、傷害死亡・後遺障害2,500万円、治療・救済費用1,000万円とする

10. 対象国における指導教官・研究協力者

対象国における指導教官・研究協力者（以下「指導教官等」という）は、同国在住者を応募者本人が選定、依頼し、奨学金申込書に記入すること。指導教官等は、外国人、日本人の別は問わないが、指導教官等の対象国における滞在が、志願者の留学期間より長期間の人であること

11. 対象国における宿舎

本財団では、対象国において奨学生のための宿舎の用意がない。奨学生に採用された者は、各自の指導教官等や知人等を通じて、同国に到着する前にあらかじめ宿舎を確保すること

12. 報告書の提出義務

本財団の奨学生として採用された者は、対象国に滞在中の研究の成果に関して、次により本財団理事長宛に日本語の報告書として提出すること

(1) 対象国滞在中

最低3ヶ月に一度は、調査・研究の状況および成果並びにその後の調査・研究の計画・予定

(2) 帰国後

対象国での調査・研究成果のまとめ

博士課程または修士課程在学者の場合は、大学へ提出する博士論文または修士論文を以って代用することを認める

13. 2023年度奨学生採用日程

2022年10月31日	募集締め切り
2022年12月上旬ごろ	選考面接
2023年2月上旬	第1次選考結果通知
2023年3月末	奨学生正式採用通知